

行橋市老朽危険家屋除却工事
補助金に関するご案内

【問合せ先】

行橋市役所 都市整備部 建築政策課 建築政策係

〈住所〉 〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号

〈TEL〉 0930-25-1111(内線1324, 1325)

〈FAX〉 0930-25-8201

〈E-mail〉 kenchikuseisaku@city.yukuhashi.lg.jp

① 補助内容

老朽危険家屋の除却に要する費用の一部を補助

② 補助交付額

工事の種類	補助率	上限額
老朽危険家屋除却工事	費用（消費税及び地方消費税を除く）の50%に相当し、1,000円未満を切り捨てた額	30万円

③ 補助を受けることができる条件

【補助対象建築物】

次のすべての条件を満たしている建築物

- 行橋市内にあり、現に使用されていないこと
- 木造又は鉄骨造で、過半が居住用であること
- 登記簿に所有権以外の権利（抵当権等）が設定されていないこと
- 老朽度の判定基準に基づく評点の合計が100点以上であること
- 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を超過していること
 - 木造 … 22年
 - 鉄骨造… 34年（骨格材の肉厚が4mm超）
27年（骨格材の肉厚が3mm超4mm以下）
19年（骨格材の肉厚が3mm以下）

※「除却」費用の補助のため、解体後の資材が跡地に残らないこと

【補助対象者】

次のすべての条件を満たしている方

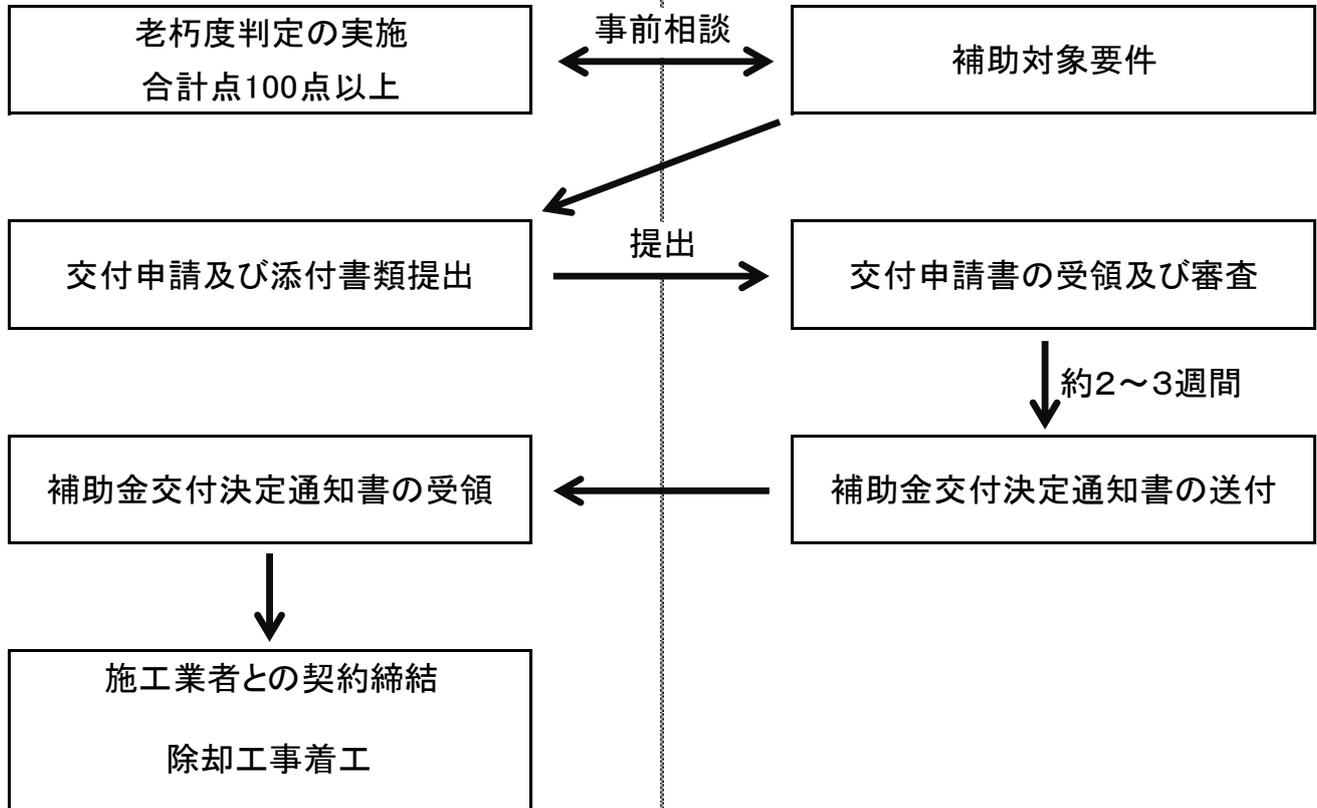
- 補助対象建築物の所有者もしくはその相続人
- 市税を滞納していないこと
- 暴力団・暴力団員およびそれらと密接な関係を有する者でないこと
- 法人でないこと

補助金交付申請の流れ

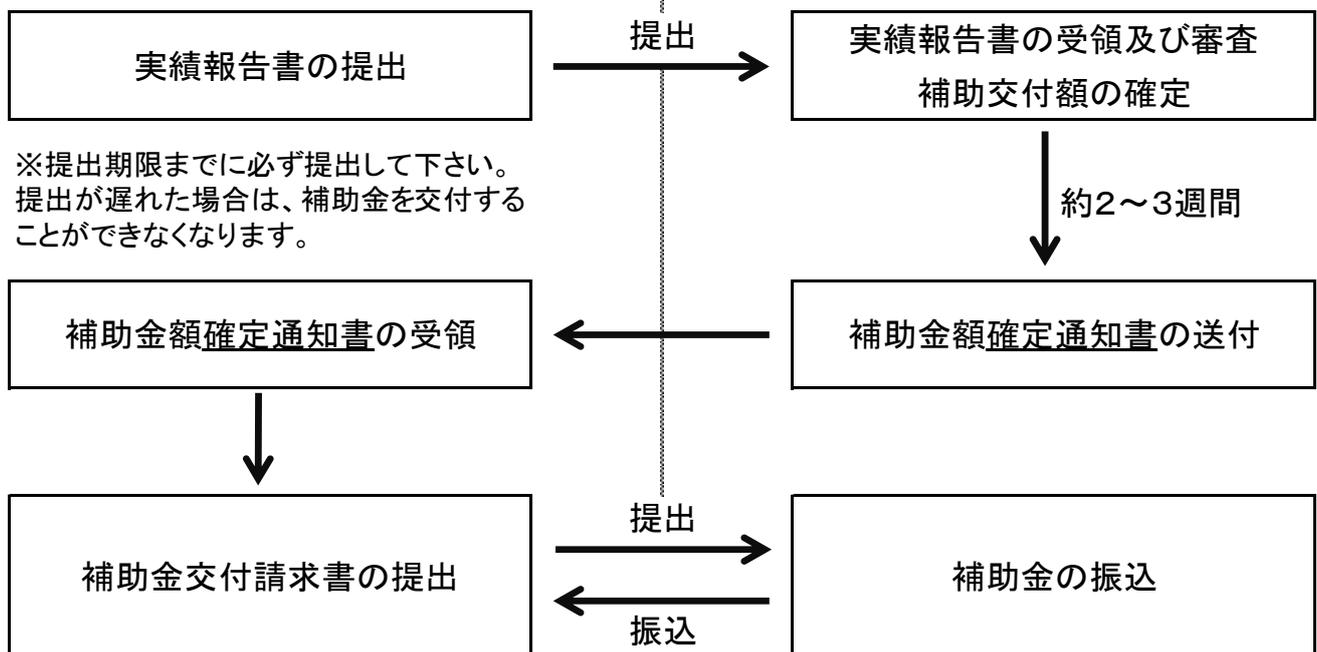
申請者
建築物の所有者

行橋市
建築政策課 建築政策係

補助金交付申請(工事着工前)



工事完了後



老朽危険家屋等除却工事を検討中の方へ

補助対象の建築物

- 行橋市内にあり、現に使用されていないこと
- 木造又は鉄骨造で、過半が居住用であること
- 登記簿に所有権以外の権利（抵当権等）が設定されていないこと
- 老朽度の判定基準に基づく評点の合計が100点以上であること
- 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を超えていること
 - 木造 … 22年
 - 鉄骨造… 34年（骨格材の肉厚が4mm超）
27年（骨格材の肉厚が3mm超4mm以下）
19年（骨格材の肉厚が3mm以下）

申請に必要な書類等

- 「行橋市老朽危険家屋除却費補助金交付申請書」（様式第1号）
- 「工事計画書」（様式第2号）
- 誓約書（様式第3号）
- 対象建築物の建築年及び所有者が確認できるもの（登記簿謄本の写し等）
- 「除却（解体）工事見積書」の写し（内訳明細が明記されているもの）
- 対象建築物の現況写真（対象建築物全体が撮影されたもの）
- 滞納のない証明書（市役所 1階 総合窓口課 ②番窓口にて発行：300円）
- 委任状（申請者が代理人に委任する場合のみ）
- 戸籍謄本（申請者と所有者が異なり法定相続人を確認する必要がある場合のみ）
- 印鑑（申請書の訂正印等に使用します）

※申請前に着工した場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

除却工事等完了後の手続きについて

【工事完了後に提出していただく書類】

- 「実績報告書」（様式第10号）
- 工事完了後の写真（工事前の現況写真と同じ場所から撮影したもの）
- 工事請負契約書の写し
- 工事代金領収書の写し
- その他市長が必要と認める書類

【補助金請求時に提出していただく書類】

- 「補助金交付請求書」（様式第13号）

上記の書類を、**工事完了後30日以内又は本年度1月末日（末日が休日の場合は前開庁日）のいずれか早い日**までに必ず提出してください。

提出が遅れた場合は、補助金を交付することができなくなりますのでご注意ください。

その他

【補助対象事業の内容に変更があった場合に提出していただく書類】

- 「補助金交付申請変更承認申請書」（様式第6号）
- 変更内容を明らかにする書類（変更後見積書等）